

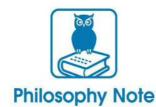
一般財団法人

mwe 医療·福祉·環境経営支援機構

「経営者のための情報Note」Vol. 159

			タイトル、及び配布例				
			病	診	歯	福	
				 	科	祉	般 •
				療	医	施	その
			院	所	院	設	他
Α	Philosophy Note	フィロソフィ ノート	<今月のタイトル> 「自利利他円満」の道理を貫く				
			0	0	0	0	0
В	Medical Note	メディカル ノート	<今月のタイトル> 2024年度 同時報酬改定に向けた意見交換会				
				0			
С	Dental Note	デンタル ノート	<今月のタイトル> 分かりやすい言葉の大切さ				
					0		
D	Welfare Note	ウェルフェア ノート	<今月のタイトル> 訪問介護の経営状況 4割の事業所が赤字				
						0	
E	Environment Note	環境 ノート	<今月のタイトル> 豪雨、台風で増加傾向 ~ 40年間で1.6倍に~				
			0	0	O	0	0
F	Topics Note	トピックス ノート	<今月のタイトル> 運転やめると交通弱者に ~ 脱クルマのまちづくりへ ~				
			0	0	0	0	0





「自利利他円満」の道理を貫く

■ 「自利利他円満」とは

「自利利他円満」とは仏教の言葉で「自分の幸せ(利益)が他人の幸せ(利益)にもつながり、他人の幸せ(利益)が自分の幸せ(利益)にもなる、お互いに幸せになり喜び合える世界」を意味しています。この道理は、家庭生活でも、ビジネスの世界でも通用する教えであると思います。

曹洞宗の開祖・道元禅師は、「自利利他円満」をその書『正法眼蔵』から重要な点を抜粋し、まとめた『修証義』で、「利行は一法なり、普く自他を利するなり」と解釈しました。つまり、他者の利益になることが同時に自らの利益になることであり、自らの利益になることが同時に他者の利益になることを説いているのです。

このように、「自利利他円満」は自利と利他が、一如(一体)である調和のとれた穏やかな円満な状態を道理として示しているのです。

■「自利利他円満」の道理が大切な理由

1、時代の要請に応える必要があるから

時代の価値観が大きく転換する中で、永続的発展を遂げるには、経営資源としての〈意識〉を最重要視する必要があります。何故ならば、その〈意識〉が人・物・金・情報などの経営資源をコントロールしているからなのです。従って、「自利利他円満」の道理を貫き、時代の要請に応えるためには、〈意識〉(=心・考え方)の水準を高めていくことが、必要不可欠となってきているのです。

2、「他を利する」ところにビジネスの根本があるから

江戸中期の思想家・石田梅岩は、「まことの商人は、先も立ち、われも立つことを思うなり」の言葉を残しています。要するに、世のため、人のためにという「他を利する」利他の精神で、相手にも自分にも利があるようにするのが商い(事業)の極意であると説いているのです。 正に、そこに「自利利他円満」をベースに誰から見ても正しい方法で利益を産み出す道理が示されているのです。

3、物事の正しい判断基準となるから

人として行う正しい道、物事のそうあるべき道筋である「自利利他円満」の道理を判断基準 として行動することが、今の時代、強く求められています。

つまり、より良い仕事をしていくためには、自分のことだけを考えて判断するのではなく、 周りの人のことを考え、思い遣りに満ちた「自利利他円満」の道理を弁えた基準で判断を 下す必要があるのです。

■「自利利他円満」の道理の活かし方(より広い視点から物事を見る)

自利と利他は、相反する関係ではなく、いつも裏腹の関係にあるのです。従って、小さな単位に おける利他は、より大きな単位から見ると自利(利己)に転じてしまうため大きな単位で思いと行 いを相対化して見極める必要があるのです。

例えば、営業担当者は製造部門の仲間のために仕事を受注し、製造担当者は、営業部門の仲間のためにお客様との約束が守れるよう製造し、納品する。両者が「仲間のために」、さらに「お客様のために」というより広い視点の共通認識に立った時「自利利他円満」の職場環境になるのです。そして、それが会社のため、お客様のため、社会のため、国のため等々とより大きな単位の中での"自分の仕事"と気付く(自己覚知する)ことにより、より広い視点から物事を見る目を養うことが出来るようなるのです。

発 行:一般財団法人 医療・福祉・環境経営支援機構「埼玉」





2024 年度 同時報酬改定に向けた意見交換会 《厚生労働省》

厚生労働省は3月15日、2024年度の同時報酬改定に向けた意見交換会を中央社会保険医療協議会ならびに社会保障審議会介護給付費分科会にて開催した。これは医療と介護の連携に関する意見交換を行う場で、司会役は中医協会長の小塩隆士・一橋大経済研究所教授が務めるほか、介護給付費分科会長の田辺国昭・国立社会保障・人口問題研究所長も参加する。

本意見交換会の目的は、▼2024年度は6年に一度の診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の同時改定になると共に、医療介護総合確保方針、医療計画、介護保険事業(支援)計画、医療保険制度改革などの医療と介護に関わる関連制度の一体改革にとって大きな節目であることから、今後の医療及び介護サービスの提供体制の確保に向け様々な視点からの検討が重要、▼医療と介護を取り巻く現状としては、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる2025年にかけて、65歳以上人口、とりわけ75歳以上人口が急速に増加した後、2040年に向けてその増加は緩やかになる一方で、既に減少に転じている生産年齢人口は、2025年以降さらに減少が加速するとの見込み、▼ポスト2025年を見据え、医療・介護ニーズが増大する一方で、その支え手は減少が見込まれている中、あるべき医療・介護の提供体制を実現していくことが強く求められている。またこの際、限りある人材等で増大する医療・介護ニーズを支えていくため、医療・介護提供体制の最適化・効率化を図っていくという視点も重要 一と挙げられ、中医協及び介護給付費分科会において、診療報酬と介護報酬等との連携・調整をより一層進める観点から、両会議委員のうち、検討項目に主に関係する委員での意見交換を行う場を設置すると説明した。

第1回に議論された「地域包括ケアシステムのさらなる推進のための医療・介護・障害サービ スの連携」において、厚労省は、2040年を見据え重点的に取り組むべき課題として、▼急増す る85歳以上の年代では、認知症が疑われる人や認知症の人が大幅に増加するため、認知症高齢 者に対する対応、▼高齢者単独世帯や夫婦のみの世帯が増加するため、生活支援や住まいの支 援も含めた対応、▼限りある資源で増大する医療・介護ニーズを支えていくため、医療・介護 サービスの提供体制の最適化、▼都市部と地方の高齢化の差など、地域によって置かれている 状況や課題が全く異なるため、今まで以上の地域の特性に応じた対応 ――を挙げた。また、医 療と介護双方のニーズを有する高齢者に対し、それぞれの高齢者が"ときどき入院、ほぼ在宅" のどの場面においても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよ う、医療においてはより「生活」に配慮した質の高い医療を、介護においてはより「医療」の 視点を含めたケアマネジメントが求められていると説明。さらに、在宅においては、訪問介護 や通所介護等の利用者と接する機会が相対的に多いサービス提供者が、支援する中で得られた 日常的な変化や気づきを、主治医や介護支援専門員、他のサービス提供者等と共有し、必要に 応じてケアプランの見直し等につなげていくことも求めた。医療・介護DXについても、医療と 介護の施設間等における情報提供や情報連携は、未だ手交や郵送等のアナログな方法が多いが、 今後の全国医療情報プラットフォームの整備や電子カルテ情報・交換方式の標準化等も踏まえ、 効果的・効率的な情報連携の方法に転換していくことが求められると言及した。

発 行:一般財団法人 医療・福祉・環境経営支援機構 TEL 048-657-2811 FAX 048-657-2812

URL: http://www.mwe.or.jp E-mail: info@mwe.or.jp 資料提供: MMPG診療所経営研究室





分かりやすい言葉の大切さ

■ 「夢の治療」への過大な期待

医療従事者が用いる言葉が理解しにくかったり、医学研究の成果が曲がって伝わってしまったりすることが問題になっています。きちんとした研究成果の発表だったのに、「がんが消える薬を開発」といった過大な期待を抱かせてしまったり、論文の誤読をきっかけに陰謀論が広がったりすることもあります。

最先端の研究開発だけでなく、歯科医院のホームページなど、日常的な情報発信についても起こりうるため、根本的な対策が求められそうです。

現在、最新の医学研究、医療技術開発の成果を広く発信する際、正しく内容が理解されるための基盤づくりが進んでいます。日本医療研究開発機構(AMED)が支援する「医療情報をわかりやすく発信するプロジェクト」は、医学研究者、医療従事者の他、日本語教育、公共政策学などの研究者がアイデアを出し合い、2022年3月には医学系研究の情報発信に関する手引きを発表しました

(https://ez2understand.ifi.u-tokyo.ac.jp/library/report/)。

これは、受け入れやすい表現方法になっているかのチェックと一般には理解されない言葉のリストから構成されています。表現方法では、「いたずらに新規性を強調しない」「動物実験なのかヒト臨床試験なのかなど進捗状況を明記する」など、情報の受け手に誤解を与えない表現を心がけることが第一。次に、難しい漢字や受動態、長い文章を避けるなど、幅広い人が理解できるよう配慮することなどを求めています。

「がん細胞を99.9%死滅」「最先端の研究」といった過大な期待を抱かせる表現はもちろんNG。マウスでの動物実験の段階なのに、すぐにも実用化されると誤解を受ける表現も避けなければなりません。一文が長ければ理解しにくいため、短く切るのが鉄則。「示唆される」という受動態や「否定できない」といった否定形も、読んですぐに理解しにくいため置き換えが必要です。

意外に、新人記者にアドバイスしているのと同じ内容なのに驚くと同時に、「自分たちもできているか?」と考えると反省しきりです…。

■ 医療と一般で異なる言葉

一方、医療従事者や研究者にしか理解されない用語を分かりやすく言い換えることも求めています。 例えば「適応」という言葉。医療の世界では、「効果が認められ、ある薬や治療法を使用の対象とするこ と」を指し、英語では Apply に相当します。しかし、一般的に言えば、適応は「外部の環境に適するよう、 行動や意識を変えること」を指し、Adapt に相当します (*)。こうした言葉は、誤解を招きやすいので 要注意なのです。

「ガイドライン」は、医療現場では治療方法を決める際に参考にするものという意味合いですが、一般 社会では順守すべきルールに近い、強いニュアンスがあります。「エビデンス」も、医療現場と一般社会 でニュアンスが違います。一般社会で「エビデンスがある」というと、何かの結論を示す際の根拠が一つ でもあれば、ある程度は通用しますが、医療では、臨床疫学的な研究結果を蓄積して初めて効果が実証さ れると考えられているので、「(いくつもの) エビデンスがある」ものでなければ信頼されません。

歯科ではあまり用いられない用語としては、「標準治療」が挙げられます。例えば、「咽頭がんの標準治療は」と言うと、臨床疫学的なエビデンスが立証された「現時点で利用できる最も効果的な治療法」を意味しますが、一般には「普通の治療(=他にもっと良い治療法がありそう)」という受け取られ方をすることが多いようです。

そのため、ネットなどで「夢の治療」を求めてしまう患者さんも少なくないのです。とりわけ歯科では、 保険診療が高く評価されにくく、保険収載が前提の「標準治療」という考え方自体が受け入れられていま せん。*埼玉県立大・山田恵子氏准教授(2023年度研究開発代表者)による

■ 専門職の「情報リテラシー」

こうした手引きが医療従事者や医学研究者にも必要だと考えられる背景には、SNS の普及と COVID-19 で露呈した医療情報の氾濫があります。信頼性の不確かな情報 (○○が効く、◇◇は危ないなど) が広まり、人々の保健行動を妨げる事態も発生したため、発信する側の「情報リテラシー」が重要だと考えられるようになったということです。歯科医院でも、ホームページの表現、患者さんへの説明文書など、分かりにくかったり、誤解を受けやすい表現がないか、チェックしてみてはいかがでしょうか。





訪問介護の経営状況 4割の事業所が赤字

~ 独立行政法人 福祉医療機構 ~

独立行政法人福祉医療機構は 3 月 16 日、2021 年度の訪問介護事業所の経営状況に関する調査結果を公表した。結果によると、2021 年度のサービス活動収益対サービス活動増減差額比率は 7.3%で、前年度より 1.4 ポイント上昇。サービス提供 1 回当たりサービス活動収益(以下、収入単価)は 4,043 円で前年度から 141 円下がったものの、1 月当たりサービス提供回数が 829.6 回で 195.1 回増加した。一方で、従事者 1 人当たりの人件費は 364 万 1,000 円で、22 万 9,000 円上昇したこともあり、赤字事業所の割合は 40.1%と 0.3 ポイント上昇した。

2019年度からの3カ年度の経営状況(同一事業所)の推移を見ると、2019年度から2020年度にかけては1月当たりサービス提供回数が571.8回から576.2回に増加したうえ、収入単価も4,160円から4,264円に増加。その結果、サービス活動収益も2,854万3,000円から2,948万6,000円に伸びた。コロナ禍の影響で身体介護の訪問サービスの需要が高まったことや、生活援助の利用控えが生じたことで、サービス提供回数に占める「身体介護」の割合が59.4%から61.0%に高まり、収入単価も上昇したとみている。2020年度から2021年度にかけての推移については、介護報酬改定によって基本報酬が引き上げられたものの、サービス提供回数に占める「身体介護」の割合が61.0%から60.6%に低下したことなどの影響により、収入単価も4,201円に低下。減収減益になったとしている。

2021年度の黒字・赤字事業所を比較すると、1月当たりサービス提供回数が黒字事業所で1011.9回、赤字事業所で557.2回と、差が454.7回あることがわかった。サービス提供回数に占める「身体介護」の割合でも、開設主体にかかわらず赤字事業所より黒字事業所のほうが大きかった。

処遇改善 令和4年度分「実績報告書」の新様式を公表

~ 厚生労働省 ~

厚生労働省は3月17日、3月1日に通知した各処遇改善加算(介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算)の実績報告書について、新たに一部改正した様式を自治体に通知した(介護保険最新情報 Vol.1136)。関係者・関係団体への周知徹底を図るとともに、令和4年度の実績報告には改正後の実績報告書を用いるよう呼びかけている。

新しくなった報告書では、複数の事業所を一括して届け出る場合、賃金総額や賃金改善額等の事業所ごとの内訳を不要とし、法人単位で一括して記載するかたちに簡素化している。

 発
 行:一般財団法人
 医療・福祉・環境経営支援機構

 TEL 048-657-2811
 FAX 048-657-2812

 URL: http://www.mwe.or.jp
 E-mail: info@mwe.or.jp

資料提供: MMPG福祉経営研究室





豪雨、台風で増加傾向~ 40年間で1.6倍に ~

■ 地球に生きる 土砂災害

山や丘陵地が多く、平地がない日本は国土の約3分の2を森林が占める。自然に近接した暮らしを営み、 恵みを得ながらも、近年は頻発する豪雨、台風、地震などで土砂災害が増え、犠牲となる住民や被害を受 ける家屋は後を絶たない。地球温暖化など気候変動の影響が顕在化し、長期的に見ても災害の増加傾向が 予想される中、隣り合わせの危険にどう備えるのか。行政は対策に本腰を入れ、住民は教訓を胸に迅速な 非難を誓う。

■ 最多は18年、3459件

人命や住宅に被害を及ぼしたり、その恐れがあったりした土砂災害は 40 年間で約 1.6 倍に増加一。国土 交通省が毎年、都道府県を通じてまとめる集計からは、近年の災害による危険の高まりを具体的な数字と して捉えることができる。同省は主な要因を「短時間豪雨の増加や台風の大型化」と指摘し、地球温暖化 の影響もあるとみる。

土砂災害の発生件数について、過去 40 年分を 10 年ごとにまとめ、1 年平均を算出すると、直近の 2012 年~21 年は 1450 件に上る。この間は、18 年に西日本豪雨や最大震度 7 の北海道地震が発生。19 年の台風 19 号(東日本台風)や、熊本県などで甚大な被害が出た 20 年 7 月の豪雨などでも土砂災害が頻発した。これを 02~11 年(1150 件)と比較すると 1.26 倍で、1992~01 年(930 件)の 1.56 倍、82~91 年(897 件)の 1.62 倍となっており、増加傾向にあることが分かる。

単年で見た場合は、西日本豪雨などが起きた 18年が最も多く 3459件と突出。次いで 2537件の 04年で、広範囲に被害をもたらした台風 23号や新潟県中越地震が発生した。3位は長崎大水害が起きた 1982年で 2007件だった。19年の東日本台風では、一つの台風としては最多となる 952件が発生した。

土砂災害の形態は主に3種類ある。山腹や川底の土砂が一気に下流へと押し流される「土石流」、斜面の一部や全部がゆっくりと下の方へ移動する「地滑り」、急激に斜面が崩れ落ちる「崖崩れ」だ。大半の原因は大雨や地震、融雪といった顕著な自然現象だが、静岡県熱海市で昨年7月に起きた大規模土石流は、不適切な造成が一因となったとされる。

温暖化を背景にした豪雨の増加などに伴い、土砂災害の件数だけでなく規模の拡大も懸念される。国交 省は激甚化を見据え、23年度予算の概算要求にも対策強化費を盛り込んだ。

具体的には、土砂災害警戒区域など危険な場所からの移転を促進するため、住宅や公共施設を集約した 町づくりを推進するエリアを増やし、災害から守るためのハード対策を行う方針。

また土砂災害と川の氾濫が重なり甚大な被害が出ている状況を踏まえ、宅地のかさ上げや崖崩れ対策を一体的に実施することも検討している。

発 行:一般財団法人 医療・福祉・環境経営支援機構 TEL 048-657-2811 FAX 048-657-2812 URL: http://www.mwe.or.jp 資料提供: 2022 年 9 月 30 日 『埼玉新聞』より





運転やめると交通弱者に ~ 脱クルマのまちづくりへ ~

■ 高齢者の免許制度に疑問

「高齢ドライバーは危険」と思い込んでいないだろうか。筑波大の市川政雄教授(公衆衛生学)らが調べると、高齢者が起こした事故の死傷者数は他の年代と比べてあまり変わらなかった。むしろ免許の自主返納などで高齢者が運転をやめると、移動手段を失って"交通弱者"となり、健康状態が悪化したり事故の犠牲になったりする懸念が高まることが判明。市川さんは「長期的には、"脱クルマ"のまちづくりを進め、誰もが安全に暮らせるようにすることが必要だ」と訴える。

■ バッシング

世界保健機関 (WHO) は 2021 年、世界の交通事故の死傷者数を 30 年までに半減する目標を掲げた。市川さんは「国の縦割り行政もあって日本では交通事故が公衆衛生上の深刻な問題だという認識に乏しい」と語る。警察や自治体が講じる事故防止策には効果が検証できていないものもある。市川さんらはこれまで、トラック運転手の乗務前のアルコール検知義務付けで飲酒運転事故が減らなかったことを指摘。その一方で、生活道路の最高時速を 30 *。に抑えることで住民の死亡や重傷事故を減らす効果があることを示してきた。

時折大きなニュースになるのが高齢者の車による事故。交通事故は全体として減少傾向だが、人口構成の変化で当事者の高齢化が進む。市川さんは「欧米に比べて日本では高齢ドライバーがバッシングされる傾向が強い」と感じていた。本当に高齢者の運転が危険なのか、講じられた対策に効果があるのかを全国の事故データで調べてみた。

■ 効果なし

市川さんらは 16~20 年のデータを基に、1 回の事故でどれだけの死傷者が出たかを運転者の年代別に比較。すると高齢者の事故による死傷者数は若者や中高年とあまり変わらなかった。また高齢者の死亡事故は単独が多く、歩行者などを巻き込むのは少数派だった。日本では 09 年に 75 歳以上の運転免許の更新時に認知機能検査が導入され、17 年からは認知症と診断されると軽度でも免許更新できないように制度強化された。それに伴って免許を自主返納する高齢者も増えた。

市川さんらが 12~19年に 75 歳以上が起こした事故の数を調べると、ドライバーとしての事故は制度が強化された 17年以降に減っていたものの、歩行中や自転車に乗っていて事故に遭い、負傷した高齢者の数は逆に増えていた。

運転をやめることで交通弱者となり、事故の犠牲になる人が増加したとみられる。「講習や検査で年間 200 億円もの手数料がかかる高齢者の免許制度を再考する必要がある」と指摘する。

■ 一石二鳥

高齢者が運転をやめると要介護リスクが高まることも過去の研究で判明。公共交通機関を利用できない人で特にリスクが高い。「外出が減って人との交流がなくなり、心身が弱まる悪循環が起きている」と懸念する。

ではどうすればいいのか。短期間には「まだ運転できる高齢者に運転を続けてもらうのが一案」と市川さん。交通量が多く道路が狭い都市部の運転は無理でも、人や車があまり通らない地方の道路なら事故が起きにくい。自動運転技術で高齢者が安全に運転できるようになる期待もある。

ただ市川さんは「将来は自動車がない社会を目指すべきだ」と強調する。交通事故だけでなく二酸化炭素(CO_2)排出も減らせて一石二鳥。「まちづくりを一から考え直す必要があるため、すぐに実現するのは難しい」が、環境負荷が少ない新たな移動手段で居住空間をつなぐ取り組みを各地の自治体に期待したい」と話す。